

寄 附 申 込 書

令和 年 月 日

日出町長 本 田 博 文 殿

ご 住 所：〒

フリガナ：

お 名 前：

連絡先電話番号：

下記のとおり日出町に寄附したいので申し込みます。

記

- 1 寄付をする金額 _____ 円
- 2 希望する納入方法を下欄から一つ選択し、にチェック（※）を入れてください。
 「ゆうちょ銀行」専用の払込書（手元に有り・郵送希望）
 日出町役場の会計窓口にて
- 3 寄附の使い道についての希望を下欄から一つ選択し、チェック（）してください。
 人材育成 子育て支援 地域文化伝承 イベント開催
 観光振興 地場産業育成 健康づくり
- 4 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」に基づく「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」の送付をご希望の方は、下欄にチェック（）してください。（確定申告を行う方は不要です）
 ワンストップ申請を希望する

- 5 カタログをご覧ください、希望するお礼の品を下欄にご記入ください。（複数可）

[]

- 6 日出町へのメッセージ、配送に関する希望等がありましたらご記入ください。

[]

【寄付する際の留意事項】

- 「ゆうちょ銀行」専用の払込書によるお振込みの場合は、振込手数料はかかりませんが、それ以外の金融機関でのお振込みの場合は、振込手数料がかかってきますので、寄附をされる方でご負担いただきますようお願いいたします。
- 寄附金は、全額「日出町まちづくり基金」に積み立て、町の行う事業の経費に充当しています。寄附の使い道について、ご寄附をいただいた方の意向を反映させるために申込書の「3」の欄にチェックをしてください。
- 5,000円以上寄附された方には、お礼の品として町の特産品を送付しています。日出町のホームページ等をご覧ください、ご希望の品目を申込書の「4」の欄に記入してください。
- ふるさと納税による税の軽減を受けるためには確定申告を行っていただくことが必要ですが、平成27年度の税制改正により「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは寄付先の自治体へ申請を行い、寄付先の自治体が、その方の住所地の市町村への寄附金税額控除の申請を代行することで、個人住民税の控除を受けることができる制度です。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」適用対象者は以下の3つをすべて満たしている方です。

- 1 寄附をする年の分の所得税について、確定申告を行う必要がない方
- 2 寄附金の控除を受ける目的以外に、個人住民税の申告を行う必要がない方
- 3 寄附先の地方団体の数が、1年間（1月から12月）に5か所以下である方

※ 平成28年1月以降、寄附金税額控除に係る申告特例申請書には、個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。併せて、番号が記載されたカードと身元確認の書類（どちらも写し）の提出が必要となりますのでご注意ください。

（お問い合わせ・お申込書の送付先はこちら）

	〒 879-1592
	大分県速見郡日出町 2974 番地 1 日出町役場 まちづくり推進課
	TEL 0977-73-3158（直通） FAX 0977-72-7294
	メール furusato@town.hiji.lg.jp